

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

昭和五十二年三月十五日

規則第九号

改正	昭和五三年 六月一二日規則第六〇号	昭和六〇年 九月二七日規則第六七号
	昭和六二年 九月一四日規則第七六号	平成 四年 七月 三日規則第六一号
	平成 五年 三月三一日規則第三〇号	平成一〇年 三月三〇日規則第四三三号
	平成一〇年 六月一七日規則第七〇号	平成一一年 三月三一日規則第三四四号
	平成一二年 九月二九日規則第一三六号	平成一三年 一月 五日規則第一号
	平成一三年 三月二七日規則第一一号	平成一三年 七月二四日規則第七〇号
	平成一四年 三月二九日規則第四八号	平成一六年 三月三〇日規則第三二二号
	平成一七年一二月二七日規則第一二六号	平成一九年 三月二三日規則第一四四号
	平成一九年一二月二八日規則第六七号	平成二〇年 三月二八日規則第三四四号
	平成二三年 三月二九日規則第二五号	平成二四年 三月三〇日規則第二二二号
	平成二五年 三月二六日規則第九号	平成二八年 三月二九日規則第二三三三号
	平成二九年 九月二九日規則第三七号	平成三〇年 三月三〇日規則第三五五号
	令和 元年 六月二八日規則第四九号	令和 三年 三月三〇日規則第一五五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則をここに公布する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和四十七年愛知県規則第三十七号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「省令」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

（再生利用個別指定の申請）

第二条 省令第九条第二号又は第十条の三第二号に規定する知事の指定（以下「再生利用個別指定」という。）を受けようとする者は、対象産業廃棄物（再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物であつて当該再生利用個別指定に係るものをいう。以下同じ。）の再生利用に関する事業計画（以下「再生利用個別指定事業計画」という。）を次に掲げる者と共同して作成し、これを記載した再生利用個別指定業指定申請書（[様式第一](#)）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 対象産業廃棄物を排出する者（以下「排出事業者」という。）
- 二 対象産業廃棄物の収集又は運搬（以下「再生輸送」という。）を業として行う者（以下「再生輸送業者」という。）
- 三 対象産業廃棄物の再生（以下「再生活用」という。）を業として行う者（以下「再生活用業者」という。）
- 四 対象産業廃棄物の再生によつて得られる物（以下「再生品」という。）の使用を業とする者（以下「再生品使用業者」という。）

2 再生利用個別指定事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 対象産業廃棄物の種類、再生輸送の区分（積替え又は保管の有無をいう。）及び再生活用の区分
- 三 再生品の種類及び使用方法

四 排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者の事業場の所在地

五 再生輸送の用に供する施設の種類及び数量

六 再生活用の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力

追加〔昭和五三年規則六〇号〕、一部改正〔平成四年規則六一号・二三年二五号〕

(再生利用個別指定の基準等)

第三条 知事は、再生利用個別指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その再生利用個別指定をするものとする。

一 再生利用個別指定事業計画に係る排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 法第十四条第五項第二号イからへまでのいずれかに該当する者

ロ 省令第九条の三第一号に規定する特定不利益処分を受け、その特定不利益処分を受けた日から五年を経過しない者

ハ 法又は廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成十五年愛知県条例第二号）の規定（知事が定めるものに限る。）に違反し、その違反行為があつた日から五年を経過しない者

二 再生利用個別指定事業計画に係る再生輸送の用に供する施設及び再生輸送業者の能力が省令第十条各号に掲げる基準に適合するものであること。

三 再生利用個別指定事業計画に係る再生活用の用に供する施設及び再生活用業者の能力が省令第十条の五第一号イ及びロに掲げる基準に適合するものであること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が定める基準に適合すること。

2 再生利用個別指定には、五年を超えない範囲内において有効期間を設けるほか、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

3 知事は、再生利用個別指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証（様式第二。以下「指定証」という。）を交付するものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

(変更の再生利用個別指定)

第四条 再生利用個別指定を受けた者（以下「再生利用個別指定業者」という。）は、次に掲げる場合には、再生利用個別指定業変更指定申請書（様式第三）に知事が必要と認める書類を添えて、その変更の再生利用個別指定を知事に申請しなければならない。

一 再生利用個別指定事業計画に定める事項のうち、第二条第二項第二号又は第三号に規定する事項を変更するとき（その変更が再生利用個別指定事業計画に係る事業の一部を廃止するものであるときを除く。）。

二 再生利用個別指定事業計画に係る排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者又は再生品使用業者を追加するとき。

2 前条の規定は、前項の変更の再生利用個別指定について準用する。

追加〔平成二三年規則二五号〕

(再生利用個別指定の更新)

第五条 再生利用個別指定業者は、当該再生利用個別指定の更新を受けようとするときは、再生利用個別指定事業計画を排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者及び再生品使用業者と共同して作成し、これを記載した再生利用個別指定業更新申請書（様式第四）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に申請しなければならない。

2 第三条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、当該申請に係る再生利用個別指定の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、当該申請に係る再生利用個別指定は、その再生利用個別指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、再生利用個別指定の更新がされたときは、当該更新に係る再生利用個別指定の有効期間は、従前のその再生利用個別指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

追加〔平成二三年規則二五号〕

(再生利用個別指定の変更等の届出)

第六条 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定事業計画に定める事項のうち第二条第二項各号に規定する事項に変更があつたとき（第四条第一項各号に掲げる場合及び再生利用個別指定に係る事業の一部を廃止するものであるときを除く。）は、その日から十日（第二条第二項第一号に規定する事項のうち法人に係るものに変更があつたときは、三十日）以内に、再生利用個別指定業変更届出書（様式第五）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に届け出なければならない。

2 再生利用個別指定業者は、当該再生利用個別指定に係る事業の全部又は一部を廃止したときは、その日から十日以内に、再生利用個別指定業廃止届出書（様式第六）により知事に届け出なければならない。この場合において、事業の全部の廃止の届出にあつては、指定証を添えなければならない。

3 再生利用個別指定業者は、再生利用個別指定事業計画に係る排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者又は再生品使用業者が法第十四条第五項第二号イ（法第七条第五項第四号トに係るものを除く。）又は法第十四条第五項第二号ハからホまで（法第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロに係るものを除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、その事実を知つた日から十四日以内に、再生利用個別指定業欠格要件該当届出書（様式第七）により知事に届け出なければならない。

追加〔平成二三年規則二五号〕、一部改正〔平成二九年規則三七号〕

(再生利用個別指定に係る事業の実績報告)

第七条 再生利用個別指定業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における再生利用個別指定事業計画に係る事業に関し、再生利用個別指定事業計画に係る事業実績報告書（[様式第八](#)）を知事に提出しなければならない。

追加〔平成二三年規則二五号〕

（再生利用個別指定の取消し）

第八条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その再生利用個別指定を取り消すことができる。

一 第三条第一項各号に掲げる基準に適合しなくなつたとき。

二 再生利用個別指定業者が、不正の手段により再生利用個別指定（第五条第一項の再生利用個別指定の更新を含む。）又は第四条第一項の変更の再生利用個別指定を受けたとき。

追加〔平成二三年規則二五号〕

（特別管理産業廃棄物を生ずる事業場等の設置等の報告）

第九条 事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場を設置した日から三十日以内に、次に掲げる事項を記載した特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書（[様式第九](#)）を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 事業場の名称及び所在地並びに設置年月日

三 事業場において生ずる特別管理産業廃棄物の種類

四 特別管理産業廃棄物管理責任者となる者の氏名、職名及び資格

2 前項の規定により特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書を提出した者は、同項第一号又は第二号に掲げる事項の変更（法人の代表者の氏名の変更を除く。）をしたときは、変更した日から三十日以内に、特別管理産業廃棄物発生事業場変更報告書（[様式第十](#)）によりその旨を知事に報告しなければならない。

3 第一項の事業場を廃止した事業者は、特別管理産業廃棄物発生事業場廃止報告書（[様式第十一](#)）によりその旨を知事に報告しなければならない。

全部改正〔平成一二年規則一三六号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

（産業廃棄物の処理実績等の報告）

第十条 令第七条第十四号に規定する産業廃棄物の最終処分場を設置している事業者（産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者を除く。）は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間の当該最終処分場における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の埋立処分に関し、産業廃棄物最終処分場処分実績報告書（[様式第十二](#)）を知事に提出しなければならない。

2 産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の県外への運搬に関し、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物運搬実績報告書（[様式第十三](#)）を知事に提出しなければならない。ただし、当該産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の県外への運搬を行っていない場合は、この限りでない。

3 産業廃棄物処分業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、毎年六月三十日までに、その年の三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分に関し、産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分実績報告書（[様式第十四](#)）を知事に提出しなければならない。

追加〔平成一三年規則七〇号〕、一部改正〔平成一九年規則六七号・二三年二五号〕

（一般廃棄物処理施設設置許可申請書等）

第十一条 法第八条第二項に規定する申請書は、一般廃棄物処理施設設置許可申請書（[様式第十五](#)）のとおりとする。

2 知事は、法第八条第一項の規定による許可又は法第九条第一項の規定による変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置・変更許可証（[様式第十六](#)）を交付するものとする。

追加〔平成一二年規則一三六号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

（一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第十二条 法第九条の三第一項の規定による届出は、一般廃棄物処理施設設置届出書（[様式第十七](#)）によりしなければならない。

追加〔平成一二年規則一三六号〕、一部改正〔平成二三年規則二五号〕

（非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出）

第十二条の二 法第九条の三の三第一項の規定による届出は、非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書（[様式第十七の二](#)）によりしなければならない。

2 前項の届出書には、同項及び省令第五条の十の四第二項各号に掲げるもののほか、市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者であることを証する書類を添付しなければならない。

追加〔平成二八年規則二三号〕

（一般廃棄物処理施設使用前検査申請書等）

第十三条 次の各号に掲げる申請書、書面、報告書、届出書又は受理書は、当該各号に定める様式のとおりとする。

一 省令第四条の四第一項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（[様式第十八](#)）

二 省令第四条の四の二に規定する申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（[様式第十九](#)）

三 省令第四条の四の四に規定する書面 定期検査結果通知書（[様式第二十](#)）

四 省令第四条の十七に規定する報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（[様式第二十一](#)）

五 省令第五条の三第一項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（[様式第二十二](#)）

- 六 省令第五条の四の二第一項及び第五条の九の二第一項（省令第五条の十の十二において準用する場合を含む。）に規定する届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（様式第二十三）
- 七 省令第五条の五第一項及び第五条の十第一項に規定する届出書 一般廃棄物の最終処分場の理立処分終了届出書（様式第二十四）
- 八 省令第五条の五の二第一項及び第五条の十の二第一項に規定する申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第二十五）
- 八の二 省令第五条の五の二の二第一項及び第五条の十の二の二第一項に規定する申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（様式第二十五の二）
- 九 省令第五条の五の三及び第十二条の十一の三に規定する届出書 一般廃棄物処理施設・産業廃棄物処理施設欠格要件該当届出書（様式第二十六）
- 十 省令第五条の五の五第一項に規定する申請書 一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書（様式第二十七）
- 十一 省令第五条の五の十第一項に規定する届出書 一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書（様式第二十八）
- 十二 省令第五条の五の十一第一項に規定する報告書 一般廃棄物熱回収報告書（様式第二十九）
- 十三 省令第五条の八第一項（省令第五条の十の十において準用する場合を含む。）に規定する届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書（様式第三十）
- 十四 省令第五条の十一第一項に規定する申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（様式第三十一）
- 十五 省令第五条の十二第一項に規定する申請書 合併・分割認可申請書（様式第三十二）
- 十六 省令第六条第一項に規定する届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書（様式第三十三）
- 十七 省令第十条の十の三及び第十条の二十四に規定する届出書 産業廃棄物収集運搬業・産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物処分業欠格要件該当届出書（様式第三十四）
- 十八 省令第十二条の七の十七第二項に規定する届出書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書（様式第三十五）
- 十九 省令第十二条の七の十七第四項に規定する受理書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する受理書（様式第三十六）

2 知事は、法第九条の二の四第一項の規定による認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証（様式第三十七）を交付するものとする。

3 省令第十二条の七の十七第五項の規定による変更又は廃止の届出は、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書（様式第三十八）によりしなければならない。

追加〔平成一二年規則一三六号〕、一部改正〔平成一三年規則一一号・一六年三二号・一七年一二六号・二三年二五号・二八年二三号・二九年三七号〕

（一般廃棄物処理施設設置許可申請書等に係る添付書類）

第十四条 法第八条第二項若しくは省令第五条の三第一項、第五条の十一第一項若しくは第五条の十二第一項に規定する申請書又は省令第六条第一項に規定する届出書には、法第八条第三項（法第九条第二項において準用する場合を含む。）又は省令第三条第五項、第五条の三第三項、第五条の十一第二項、第五条の十二第二項若しくは第六条第二項に規定するもののほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 直前三年の各事業年度における確定申告書の写し
- 二 直前三年の各事業年度における確定申告書の添付書類の写し
- 三 金融機関の預金の残高証明書、融資証明書等の資金を確保することができることを証する書類
- 四 今後五年間の事業に係る収支計画書に基づいて中小企業診断士又は公認会計士が作成した経営診断書
- 五 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる書類は、申請者又は届出者が直前三年の各事業年度において営業活動の実績を有する場合であつて、直前の事業年度において損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額（以下「経常利益金額等」という。）が零を超え、かつ、貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上である場合その他知事が定める場合にあつては、添付を要しない。

3 省令第四条の四第一項に規定する申請書（令第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設に係るものに限る。）には、知事が必要と認めた場合にあつては、省令第四条の四第二項に規定するもののほか、法第八条の三第一項に規定する技術上の基準及び法第八条第二項に規定する申請書に記載した維持管理に関する計画（当該計画について法第九条第一項の規定による変更の許可を受けたときは、変更後のもの）に係る当該一般廃棄物処理施設の試運転の結果を記載した書類を添付しなければならない。

全部改正〔平成一四年規則四八号〕、一部改正〔平成一九年規則一四号・六七号・二三年二五号・二八年二三号・二九年三七号〕

（二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定申請書等に係る添付書類）

第十四条の二 法第十二条の七第二項に規定する申請書又は省令第八条の三十八の六第一項に規定する申請書には、省令第八条の三十八の五第四項又は第八条の三十八の六第二項に規定するもののほか、前条第一項第一号から第四号までに掲げる書類で処理者（申請者のうち、それらの産業廃棄物の収集、運搬又は処分を行うものをいう。次項において同じ。）に係るもの（同項第二号に掲げる書類にあつては、処分を行う場合に限る。）その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、処理者が直前三年の各事業年度において営業活動の実績を有する場合であつて、直前の事業年度において経常利益金額等が零を超え、かつ、自己資本比率が百分の十以上である場合その他知事が定める場合にあつては、これらの場合に該当する処理者に係る前条第一項第四号に掲げる書類は、添付を要しない。

追加〔平成三〇年規則三五号〕

(産業廃棄物処理業許可申請書等に係る添付書類)

第十五条 省令第九条の二第一項に規定する申請書、省令第十条の九第一項に規定する申請書(産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。)、省令第十条の十二第一項に規定する申請書又は省令第十条の二十二第一項に規定する申請書(特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。)には、省令第九条の二第二項(省令第十条の九第二項、第十条の十二第二項及び第十条の二十二第二項において準用する場合を含む。)に規定するもののほか、第十四条第一項第一号、第三号及び第四号に掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

2 省令第十条の四第一項に規定する申請書、省令第十条の九第一項に規定する申請書(産業廃棄物処分業に係るものに限る。)、省令第十条の十六第一項に規定する申請書、省令第十条の二十二第一項に規定する申請書(特別管理産業廃棄物処分業に係るものに限る。)、省令第十一条第一項、第十二条の九第一項、第十二条の十一の十二第一項若しくは第十二条の十一の十三第一項に規定する申請書又は省令第十二条の十二第一項に規定する届出書には、省令第十条の四第二項(省令第十条の九第三項、第十条の十六第二項及び第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。)、第十条の十六第三項(省令第十条の二十二第三項において準用する場合を含む。)、第十一条第六項、第十二条の九第三項、第十二条の十一の十二第二項、第十二条の十一の十三第二項又は第十二条の十二第二項に規定するもののほか、第十四条第一項第一号から第四号までに掲げる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、第十四条第一項第四号に掲げる書類は、申請者又は届出者が直前三年の各事業年度において営業活動の実績を有する場合であつて、直前の事業年度において経常利益金額等が零を超え、かつ、自己資本比率が百分の十以上である場合その他知事が定める場合にあつては、添付を要しない。

4 省令第十二条の四第一項に規定する申請書(令第七条第三号、第五号、第八号、第十号の二及び第十一号の二から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物処理施設に係るものに限る。)には、知事が必要と認めた場合にあつては、省令第十二条の四第二項に規定するもののほか、法第十五条の二の三第一項に規定する技術上の基準及び法第十五条第二項に規定する申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について法第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を受けたときは、変更後のもの)に係る当該産業廃棄物処理施設の試運転の結果を記載した書類を添付しなければならない。

追加〔平成一四年規則四八号〕、一部改正〔平成一六年規則三二号・一七年一二六号・一九年一四号・六七号・二三年二五号・二八年二三号・三〇年三五号〕

(最終処分場終了届出台帳)

第十六条 法第十九条の十二第一項に規定する台帳は、最終処分場終了届出台帳(様式第三十九)のとおりとする。

2 法第十九条の十二第三項の規定による台帳の閲覧の請求は、最終処分場終了届出台帳閲覧請求書(様式第四十)によりしなければならない。

追加〔平成四年規則六一号〕、一部改正〔平成一〇年規則七〇号・一二年一三六号・一三年七〇号・一七年一二六号・二三年二五号・三〇年三五号〕

(廃棄物再生事業者の登録の申請等)

第十七条 法第二十条の二第一項の規定による登録の申請は、廃棄物再生事業者登録申請書(様式第四十一)によりしなければならない。

2 令第十九条に規定する登録証明書は、廃棄物再生事業者登録証明書(様式第四十二。以下「登録証明書」という。)のとおりとする。

3 令第二十条の規定による変更の届出は、登録廃棄物再生事業者変更届出書(様式第四十三)によりするものとし、令第十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項の変更にあつては、登録証明書を添えなければならない。

4 令第二十一条の規定による事業場の廃止、休止又は再開の届出は、登録廃棄物再生事業者事業場廃止・休止・再開届出書(様式第四十四)によりするものとし、事業場の廃止の届出にあつては、登録証明書を添えなければならない。

追加〔平成四年規則六一号〕、一部改正〔平成一二年規則一三六号・一三年七〇号・一七年一二六号・二三年二五号〕

(許可証等の再交付申請等)

第十八条 法第八条第一項、第十四条第一項若しくは第六項、第十四条の四第一項若しくは第六項若しくは第十五条第一項の規定による許可を受けた者、法第九条の二の四第一項、第十二条の七第一項若しくは第十五条の三の三第一項の規定による認定を受けた者、法第二十条の二第一項の規定による登録を受けた者又は再生利用個別指定業者(以下「一般廃棄物処理施設の設置者等」という。)は、許可証、認定証、登録証明書又は指定証(以下「許可証等」という。)を毀損し、汚損し、又は亡失したときは、再交付申請書(様式第四十五)により、その再交付を知事に申請することができる。許可証等を毀損し、又は汚損した場合においては、当該毀損し、又は汚損した許可証等を添えなければならない。

2 一般廃棄物処理施設の設置者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に許可証等を返納しなければならない。

一 許可、認定、登録又は再生利用個別指定を取り消されたとき。

二 法第九条第一項、第十四条の二第一項、第十四条の五第一項若しくは第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可又は第四条第一項若しくは第五条第一項の規定による申請に対する指定を受けたとき。

三 許可証等の再交付を受けた後亡失した許可証等を発見したとき。

追加〔平成四年規則六一号〕、一部改正〔平成一〇年規則七〇号・一二年一三六号・一六年三二号・二三年二五号・三〇年三五号〕

(提出書類の部数及び經由)

第十九条 法、令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類（以下「提出書類」という。）の部数は、次のとおりとする。

- 一 省令第八条の二の四第一項、同条第二項（省令第八条の二の七第二項（省令第八条の十三の六において準用する場合を含む。）及び第八条の十三の五第二項において準用する場合を含む。）、省令第八条の二の五、第八条の二の六及び第八条の二の七第一項（これらの規定を省令第八条の十三の六において準用する場合を含む。）並びに省令第八条の十三の五第一項に規定する届出書、書類及び図面（以下「保管の届出に係る提出書類」という。）、省令第十条の十の三及び第十条の二十四に規定する届出書（産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業に係るものに限る。）、省令第十三条の三、第十三条の四及び第十三条の十一に規定する届出書、書類及び図面、第九条、第十条、第十五条第一項及び第十六条第二項に規定する書類、第十七条に規定する書類（主たる事業場が名古屋市の区域内にある者の提出する書類に限る。）並びに前条第一項に規定する書類（法第八条第一項、第十四条第一項、第十四条の四第一項及び第十五条第一項の規定による許可を受けた者並びに法第九条の二の四第一項及び第十五条の三の三第一項の規定による認定を受けた者の提出する書類に限る。） 正本一部
- 二 前号に掲げる書類以外の提出書類 正本一部及び副本一部
- 2 提出書類（第十六条第二項に規定する書類及び主たる事業場が名古屋市の区域内にある者の提出する第十七条に規定する書類を除く。）は、次の各号に掲げる区分により当該各号に定める東三河総局又は県民事務所の長を経由しなければならない。
 - 一 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設及び再生利用個別指定に係る提出書類 当該処理施設及び当該再生利用個別指定に係る施設の所在地を所管する東三河総局又は県民事務所の長
 - 二 産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に係る提出書類 当該処分業に係る主たる処理施設の所在地を所管する東三河総局又は県民事務所の長
 - 三 保管の届出に係る提出書類 当該産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の保管の場所を所管する東三河総局又は県民事務所の長
 - 四 省令第八条の二十七及び第八条の二十九並びに第九条に規定する書類 事業場の所在地を所管する東三河総局又は県民事務所の長
 - 五 第十七条に規定する書類 主たる事業場の所在地を所管する東三河総局又は県民事務所の長
 - 六 前各号に掲げる書類以外の提出書類 県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市及び豊田市の区域を除く。以下同じ。）の主たる事業場の所在地（事業場が県内にない場合は、県内の主たる事務所の所在地（事務所が県内にないときは、県内の主たる営業区域））を所管する東三河総局又は県民事務所の長

全部改正〔平成四年規則六一号〕、一部改正〔平成一〇年規則四三三号・七〇号・一一年三四号・一二年一三六号・一三年七〇号・一四年四八号・一六年三二号・一七年一二六号・一九年六七号・二〇年三四号・二三年二五号・二四年二二二号・二八年二三号・三〇年三五号・令和三年一五号〕

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、昭和五十二年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則に基づいて提出されている書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 愛知県手数料規則（昭和三十年愛知県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（昭和五十三年六月十二日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六十年九月二十七日規則第六十七号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十年十月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年九月十四日規則第七十六号）
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている産業廃棄物処理業許可証の用紙は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成四年七月三日規則第六十一号）

この規則は、平成四年七月四日から施行する。

附 則（平成五年三月三十一日規則第三十号）
- 1 この規則は、平成五年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の各規則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十年三月三十日規則第四十三号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成十年六月十七日規則第七十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十一年三月三十一日規則第三十四号）

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十九日規則第三百三十六号）

- 1 この規則は、平成十二年十月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成十二年厚生省令第百一号）による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号。以下「改正前の省令」という。）第十四条第一項の規定により提出されている特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）第二条第一項の規定により提出された特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者であって、改正前の省令第十四条第一項の規定による特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書の提出をしていないものは、この規則の施行の日から三十日以内に、改正後の規則第二条第一項の特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書を提出しなければならない。
- 4 前項の規定により特別管理産業廃棄物管理責任者設置報告書を提出した者については、改正後の規則第二条第二項の規定を準用する。

附 則（平成十三年一月五日規則第一号抄）

- 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年三月二十七日規則第十一号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年七月二十四日規則第七十号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 平成十三年三月三十一日以前の一年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に係る改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「新規則」という。）第二条の二の規定の適用については、同条中「毎年六月三十日」とあるのは、「平成十三年八月三十一日」とする。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている申請書等の用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成十四年三月二十九日規則第四十八号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十日規則第三十二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十七年十二月二十七日規則第二百二十六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成十九年三月二十三日規則第十四号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成十九年十二月二十八日規則第六十七号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二及び第十条第二項第三号の改正規定、様式第九の三を削る改正規定、様式第九の四を様式第九の三とする改正規定並びに様式第九の五を様式第九の四とする改正規定は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月二十八日規則第三十四号抄）

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十九日規則第二十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「旧規則」という。）第一条第一項若しくは第二項の指定（同条第四項の指定の延長を含む。）を受けている者又はこの規則の施行前にした指定の申請に基づきこの規則の施行後に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第九条第二号若しくは第十条の三第二号に規定する知事の指定を受けた者については、当該指定の有効期間が満了するまでは、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第二条から第四条まで及び第六条から第八条までの規定は適用せず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行前に旧規則第一条第一項又は第二項の指定（同条第四項の指定の延長を含む。）の申請をした者の当該申請に係る指定の基準については、なお従前の例による。
（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

- 4 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十六年愛知県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）

附 則（平成二十四年三月三十日規則第二十二号抄）

- 1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年三月二十六日規則第九号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている一般廃棄物処理施設設置許可申請書、一般廃棄物処理施設変更許可申請書、一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書及び一般廃棄物処理施設相続届出書の用紙は、改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第九の改正規定は平成二十八年四月一日から、第十五条第四項の改正規定は平成二十九年十月一日から施行する。

附 則（平成二十九年九月二十九日規則第三十七号）

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。ただし、第六条第一項及び第十四条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年三月三十日規則第三十五号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和元年六月二十八日規則第四十九号）

この規則は、令和元年七月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十日規則第十五号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

様式第1（第2条関係）

（表）

再生利用個別指定業指定申請書			
愛知県知事 殿		年 月 日	
申請者		住 所	
氏 名		氏 名	
〔名称及び代表者氏名〕		〔名称及び代表者氏名〕	
電話番号		電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号 第10条の3第2号に規定する指定を受けたいので、次のとおり申請します。			
再生利用個別指定事業計画			
事業計画に係る事業者	排出事業者	住 所	
		氏 名 〔名称及び代表者氏名〕	
	再生輸送業者	住 所	
		氏 名 〔名称及び代表者氏名〕	
	再生活用業者	住 所	
		氏 名 〔名称及び代表者氏名〕	
	再生品使用業者	住 所	
		氏 名 〔名称及び代表者氏名〕	
対象産業廃棄物の種類			
再生輸送の区分			
再生活用の区分			

(裏)

再生品の種類 及び使用方法		
事業場の所在地	排出業者	電話番号
	再生輸送業者	電話番号
	再生活用業者	電話番号
	再生品使用業者	電話番号
再生輸送の用に供する施設の 種類及び数量		
再生活用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年 月日及び処理能力		
※処 理 欄		

- 備考 1 再生利用個別指定事業計画の各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 2 事業計画に係る事業者の欄の排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者又は再生品使用業者については、該当する全ての者について記入すること。
- 3 再生輸送の区分の欄は、積替え又は保管の有無を記入すること。
- 4 再生活用の区分の欄は、再生の方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類を記入すること。
- 5 再生活用の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力の欄は、再生活用の用に供する施設が複数ある場合には、施設ごとに記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

全部改正〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

W様式第2（第3条関係）

再生利用個別指定業指定証

住 所

氏 名 様

〔名称及び
代表者氏名〕

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号
第10条の3第2号の規定により、次
のとおり再生利用個別指定業の指定を受けた者であることを証します。
年 月 日

愛知県知事 印

記

指 定 年 月 日 年 月 日
指定の有効年月日 年 月 日

- 1 再生利用個別指定事業計画に係る事業者の氏名又は名称
 - (1) 排出事業者
 - (2) 再生輸送業者
 - (3) 再生活用業者
 - (4) 再生品使用業者
- 2 対象産業廃棄物の種類
- 3 再生輸送の区分
- 4 再生活用の区分
- 5 再生品の種類及び使用方法

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

全部改正〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

W様式第3（第4条関係）

再生利用個別指定業変更指定申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号
第10条の3第2号に規定する指定に
係る次の事項を変更したいので、次のとおり申請します。

指定年月日及び指定番号		
変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 予 定 年 月 日		
※ 処 理 欄		

備考 1 変更内容の欄及び変更理由の欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

全部改正〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

W様式第4（第5条関係）

(表)

再生利用個別指定業指定更新申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号
第10条の3第2号に規定する指定を
更新したいので、次のとおり申請します。

再生利用個別指定事業計画

事業計画に係る事業者	排出事業者	住 所	
		氏 名 〔名称及び 代表者氏名〕	
	再生輸送業者	住 所	
		氏 名 〔名称及び 代表者氏名〕	
	再生活用業者	住 所	
		氏 名 〔名称及び 代表者氏名〕	
	再生品 使用業者	住 所	
		氏 名 〔名称及び 代表者氏名〕	
対象産業廃棄物の種類			
再生輸送の区分			
再生活用の区分			

(裏)

再生品の種類 及び使用方法		
事業場の所在地	排出業者	電話番号
	再生輸送業者	電話番号
	再生活用業者	電話番号
	再生品使用業者	電話番号
再生輸送の用に供する施設の 種類及び数量		
再生活用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所、設置年 月日及び処理能力		
※処 理 欄		

- 備考 1 再生利用個別指定事業計画の各欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 2 事業計画に係る事業者の欄の排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者又は再生品使用業者については、該当する全ての者について記入すること。
- 3 再生輸送の区分の欄は、積替え又は保管の有無を記入すること。
- 4 再生活用の区分の欄は、再生の方法ごとに取り扱う産業廃棄物の種類を記入すること。
- 5 再生活用の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日及び処理能力の欄は、再生活用の用に供する施設が複数ある場合には、施設ごとに記入すること。
- 6 ※印の欄は、記入しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

全部改正〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

W様式第5（第6条関係）

再生利用個別指定業変更届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
届出者
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号
第10条の3第2号に規定する指定に
係る次の事項に変更があったので、次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番号		
変 更 内 容	変 更 事 項	
	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		
※ 処 理 欄		

備考 1 変更内容の欄及び変更理由の欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

全部改正〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

W様式第6（第6条関係）

再生利用個別指定業廃止届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
届出者
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号
第10条の3第2号に規定する指定に
係る事業の全部
一部を廃止したので、次のとおり届け出ます。

指定年月日及び指定番号		
一部 廃止の 内容	廃 止 事 項	
	廃 止 前	
	廃 止 後	
全部又は一部の廃止の理由		
全部又は一部の廃止年月日		
※処 理 欄		

- 備考 1 一部廃止の内容の欄及び全部又は一部の廃止の理由の欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

全部改正〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

W様式第7（第6条関係）

再生利用個別指定業欠格要件該当届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
届出者
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号
第10条の3第2号に規定する指定に
係る欠格要件に該当するに至ったので、次のとおり届け出ます。

指 定 年 月 日 及 び 指 定 番 号		
欠格要件に該当するに 至った再生利用個別指 定事業計画に係る排出 事業者、再生輸送業 者、再生活用業者又は 再生品使用者	住 所	
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)	
欠格要件に該当するに至った年月日		
該 当 す る に 至 っ た 欠 格 要 件		
欠格要件に該当するに至った具体的事由		
※ 処 理 欄		

備考 1 欠格要件に該当するに至った具体的事由の欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

W様式第8（第7条関係）

再生利用個別指定事業計画に係る事業実績報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
報告者
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

年度における再生利用個別指定事業計画に係る事業実績について、次のとおり報告します。

指定年月日及び指定番号		
対象産業廃棄物の種類		
排出事業者	氏名（名称）	
	排 出 量 (t又はm ³)	
再生輸送業者	氏名（名称）	
	再 生 輸 送 量 (t又はm ³)	
再生活用業者	氏名（名称）	
	再生活用の区分	
	再 生 活 用 量 (t又はm ³)	
再生品使用業者	氏名（名称）	
	再生品の種類	
	再生品の使用方法	
	再 生 品 使 用 量 (t又はm ³)	

備考 1 対象産業廃棄物、排出事業者、再生輸送業者、再生活用業者若しくは再生活用の区分又は再生品使用業者、再生品の種類若しくは再生品の使用方法が複数ある場合には、適宜欄を設けるか、区分して記入すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第9（第9条関係）

特別管理産業廃棄物発生事業場設置報告書

年 月 日

愛知県知事

殿

住所
報告者

氏名
〔名称及び
代表者氏名〕

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置したので、次のとおり報告します。

事業場の名称																			
事業場の所在地	電話番号 ()																		
事業場の設置年月日	年 月 日																		
事業場において生ずる特別管理産業廃棄物の種類	<table border="0"> <tr> <td>1 引火性廃油</td> <td>2 腐食性廃酸</td> </tr> <tr> <td>3 腐食性廃アルカリ</td> <td>4 感染性産業廃棄物</td> </tr> <tr> <td>5 特定有害廃ポリ塩化ビフェニル等</td> <td>6 特定有害ポリ塩化ビフェニル汚染物</td> </tr> <tr> <td>7 特定有害ポリ塩化ビフェニル処理物</td> <td>8 特定有害廃水銀等</td> </tr> <tr> <td>9 特定有害指定下水汚泥</td> <td>10 特定有害鉱さい</td> </tr> <tr> <td>11 特定有害廃石綿等</td> <td>12 特定有害ばいじん</td> </tr> <tr> <td>13 特定有害燃え殻</td> <td>14 特定有害廃油</td> </tr> <tr> <td>15 特定有害汚泥</td> <td>16 特定有害廃酸</td> </tr> <tr> <td>17 特定有害廃アルカリ</td> <td>18 第13号特定有害廃棄物</td> </tr> </table>	1 引火性廃油	2 腐食性廃酸	3 腐食性廃アルカリ	4 感染性産業廃棄物	5 特定有害廃ポリ塩化ビフェニル等	6 特定有害ポリ塩化ビフェニル汚染物	7 特定有害ポリ塩化ビフェニル処理物	8 特定有害廃水銀等	9 特定有害指定下水汚泥	10 特定有害鉱さい	11 特定有害廃石綿等	12 特定有害ばいじん	13 特定有害燃え殻	14 特定有害廃油	15 特定有害汚泥	16 特定有害廃酸	17 特定有害廃アルカリ	18 第13号特定有害廃棄物
1 引火性廃油	2 腐食性廃酸																		
3 腐食性廃アルカリ	4 感染性産業廃棄物																		
5 特定有害廃ポリ塩化ビフェニル等	6 特定有害ポリ塩化ビフェニル汚染物																		
7 特定有害ポリ塩化ビフェニル処理物	8 特定有害廃水銀等																		
9 特定有害指定下水汚泥	10 特定有害鉱さい																		
11 特定有害廃石綿等	12 特定有害ばいじん																		
13 特定有害燃え殻	14 特定有害廃油																		
15 特定有害汚泥	16 特定有害廃酸																		
17 特定有害廃アルカリ	18 第13号特定有害廃棄物																		
特別管理産業廃棄物管理責任者となる者の氏名、職名及び資格	職名 (ふりがな) 氏名																		
	資格 省令第8条の17に定める次の資格 (感染性産業廃棄物を生ずる事業場) 1 第1号イ 2 第1号ロ 3 第1号ハ (感染性産業廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場) 4 第2号イ 5 第2号ロ 6 第2号ハ 7 第2号ニ 8 第2号ホ 9 第2号ヘ 10 第2号ト 11 第2号チ 12 第2号リ																		
※処 理 欄																			

- 備考 1 事業場において生ずる特別管理産業廃棄物の種類の欄及び特別管理産業廃棄物管理責任者となる者の氏名、職名及び資格の欄の「資格」は、該当するものの番号を○で囲むこと。
- 2 特別管理産業廃棄物管理責任者となる資格を有することを証する書類を添付すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成13年規則70号・23年25号・28年23号・令和元年49号〕

様式第10 (第9条関係)

特別管理産業廃棄物発生事業場変更報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

報告者 住 所
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕

特別管理産業廃棄物発生事業場に係る次の事項を変更したので、次のとおり報告
します。

	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 内 容	氏名又は名称		
	住 所		
	事業場の名称		
	事業場の所在地		
	変 更 理 由		
変 更 年 月 日	年 月 日		
※処 理 欄			

備考 1 変更内容の欄の「変更事項」は、該当する事項を○で囲むこと。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成23年規則25号・令和元年49号〕

様式第11（第9条関係）

特別管理産業廃棄物発生事業場廃止報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
報告者
氏名
(名称及び
代表者氏名)

特別管理産業廃棄物発生事業場を廃止したので、次のとおり報告します。

所在地	
設置報告年月日	年 月 日
廃止事由	
廃止年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成4年規則61号〕、一部改正〔平成5年規則30号・12年136号・13年70号・23年25号・令和元年49号〕

様式第12（第10条関係）

愛知県知事 殿		産業廃棄物最終処分場処分実績報告書（年度）		年 月 日		
		報告者 住所 氏名 (名称及び代表者の氏名)				
年度の産業廃棄物最終処分場における処分実績について、次のとおり報告します。						
設置場所	市町村コード	最終処分場の種類		イ 遮断型	ロ 安定型	ハ 管理型
処分実績	産業廃棄物の種類	処分量		産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	処分量	
		廃プラスチック類		m ³	燃 え 殻	
	ゴムくず		m ³	汚 泥		m ³
	金属くず		m ³	鉱 さい		m ³
	ガラスくず及び陶磁器くず		m ³	ダスト類		m ³
	がれき類		m ³	紙くず		m ³
				木くず		m ³
				繊維くず		m ³
				動植物性残さ		m ³
				家畜ふん尿		m ³
				家畜の死体		m ³
				13号廃棄物		m ³
				合 計		m ³
年度末における残存埋立容量			m ³			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成13年規則70号〕、一部改正〔平成23年規則25号・令和元年49号〕

様式第13（第10条関係）

産業廃棄物
特別管理産業廃棄物 運搬実績報告書 (年度)

年 月 日

愛知県知事 殿

報告者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

年度の産業廃棄物の運搬実績について、次のとおり報告します。

許可番号		許可の種類		許可年月日	
				年 月 日	年 月 日

産業廃棄物の種類 特別管理産業廃棄物の種類	運搬の状況									
	コード	運搬先の名称	所在地			処分方法	運搬量		単位	
			コード							
1			都道府県	市町村					1 t 2 kg	
2			都道府県	市町村					1 t 2 kg	
3			都道府県	市町村					1 t 2 kg	
4			都道府県	市町村					1 t 2 kg	
5			都道府県	市町村					1 t 2 kg	
6			都道府県	市町村					1 t 2 kg	
7			都道府県	市町村					1 t 2 kg	
8			都道府県	市町村					1 t 2 kg	
9			都道府県	市町村					1 t 2 kg	
10			都道府県	市町村					1 t 2 kg	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成13年規則70号〕、一部改正〔平成19年規則67号・23年25号・令和元年49号〕

W様式第14 (第10条関係)

(表)

産業廃棄物
特別管理産業廃棄物 処分実績報告書 (年度)

年 月 日

愛知県知事 殿

報告者 住所
氏名
(名称及び代表者の氏名)

年度の産業廃棄物の処分実績について、次のとおり報告します。

許可番号		許可の種類		許可年月日	
				年 月 日	年 月 日

産業廃棄物の種類 特別管理産業廃棄物の種類	委託者の所在地 コード	処分の内容							処分により生じた残さの処分状況				
		処分場所 コード	処分方法	処分量		処分後の残さ量		残さの処分先の名称	残さの処分先の所在地		処分方法		
					単位		単位			コード			
1		市町村						1 t 2 kg			都道府県	市町村	
2		市町村						1 t 2 kg			都道府県	市町村	
3		市町村						1 t 2 kg			都道府県	市町村	
4		市町村						1 t 2 kg			都道府県	市町村	
5		市町村						1 t 2 kg			都道府県	市町村	
6		市町村						1 t 2 kg			都道府県	市町村	
7		市町村						1 t 2 kg			都道府県	市町村	
8		市町村						1 t 2 kg			都道府県	市町村	
9		市町村						1 t 2 kg			都道府県	市町村	
10		市町村						1 t 2 kg			都道府県	市町村	

(裏)

産業廃棄物最終処分場処分状況 (年度)					
最終処分場の 設置場所					
最終処分場の 種					
最終処分量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³
年度末における 残存埋立容量	m ³	m ³	m ³	m ³	m ³

備考 1 最終処分に係る許可を有しない者にあつては、裏面の記入を要しない。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成13年規則70号〕、一部改正〔平成19年規則67号・23年25号・令和元年49号〕

様式第15 (第11条関係)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
※許 可 年 月 日		年 月 日
※許 可 番 号		
一般廃棄物処理施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分用の用に供される場所の面積及び埋立容量)		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量 処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※処 理 欄		

(第2面)

一般廃棄物 処理施設の 維持管理に 関する計画	排ガスの性状、放流水の水質 等について周辺地域の生活環 境の保全のため達成すること とした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水 質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の 維持管理に関する事項		
災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処 分場である場合）			
処理に伴い生ずる一般廃棄 物の処分方法 （ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法 （し尿処理施設の場合）	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
埋立処分の計画（最終処分場の場合）			
一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に 関する事項			

申請者			
（個人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本 住	籍 所
（法人である場合）			
（ふりがな） 名称		住	所
役員（申請者が法人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本 住	籍 所
（法人である場合）			
（ふりがな） 名称		住	所
役員（法定代理人が法人である場合）			
（ふりがな） 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)				
発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割合	住	所
令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)				
(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍	
	役職名・呼称	住	所	
※手数料欄				

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類の欄は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。ごみ処理施設の場合にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄は、混合ごみ、不燃ごみ等の別を記入すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の欄、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の欄、災害防止のための計画の欄、埋立処分の計画の欄及び一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。「一般廃棄物処理施設の構造及び設備」については当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を、「排ガス及び排水の処理方法」については処理系統図を別紙として添付すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の欄、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の欄、災害防止のための計画の欄、埋立処分の計画の欄及び一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 6 法定代理人の欄から令第4条の7に規定する使用人の欄までの各欄については、該当する全ての者について記入することとし、当該欄に記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。
- 7 役員の欄に記入する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成16年規則32号・23年25号・25年9号・28年23号・令和元年49号〕

W様式第16 (第11条関係)

一般廃棄物処理施設 設置 許可証 変更	
年 月 日	
住 所 氏 名 (名称及び 代表者氏名)	様
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、 設置 の 第9条第1項 変更	
許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証します。	
愛知県知事 印	

許 可 年 月 日		許 可 番 号	
施設の種類及び 処 理 す る 一般廃棄物の種類			
設 置 場 所			
処 理 能 力			
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は、速やかに所管東三河総局又は県民事務所に連絡し、その指示を受けること。 3 施設を使用する前に検査申請書を所管東三河総局又は県民事務所に提出し、その検査を受けること。		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成17年規則126号・20年34号・23年25号・24年22号・令和元年49号〕

様式第17（第12条関係）

〈表〉

一般廃棄物処理施設設置届出書		
年 月 日		
愛知県知事 殿		
名称 届出者 代表者の氏名		
一般廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。		
一般廃棄物処理施設の設置の場所		
一般廃棄物処理施設の種類		
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※届出年月日	年 月 日	
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	一般廃棄物処理施設の位置	
	一般廃棄物処理施設の処理方式	
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水 量 処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値	
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項	
※処 理 欄		

〈裏〉

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分 委託処分
	処分方法	
埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類の欄は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。ごみ処理施設の場合にあつては、焼却施設、破砕施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄は、混合ごみ、不燃ごみ等の別を記入すること。
- 4 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の欄、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の欄、災害防止のための計画の欄、埋立処分の計画の欄及び一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。「一般廃棄物処理施設の構造及び設備」については当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図を、「排ガス及び排水の処理方法」については処理系統図を別紙として添付すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の欄、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の欄、災害防止のための計画の欄、埋立処分の計画の欄及び一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 6 次の書類及び図面を添付すること。
- (1) 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 - (2) 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (4) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図
 - (5) 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成23年規則25号・28年23号・令和元年49号〕

W様式第17の2（第12条の2関係）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
届出者 氏名
〔名称及び
代表者氏名〕
電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の3第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類			
着工予定年月日		年 月 日	
使用開始予定年月日		年 月 日	
※許可年月日		年 月 日	
※許可番号			
一般廃棄物処理施設の処理能力		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$	
	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※処理欄			

一般廃棄物 処理施設の 維持管理に 関する計画	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法 (ごみ処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
汚泥等の処分方法 (し尿処理施設の場合)	区分	自家処分	委託処分
	処分方法		
一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項			

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員(法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(第4面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	本 籍
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	住	
(ふりがな) 氏名又は名称				

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	本 住	籍 所

※手数料欄

- 備考
- ※印の欄は、記入しないこと。
 - 一般廃棄物処理施設の種類の欄は、ごみ処理施設又はし尿処理施設の別を記入すること。ごみ処理施設の場合にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
 - 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類の欄は、混合ごみ、不燃ごみ等の別を記入すること。
 - 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の欄、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の欄及び一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の欄の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。「一般廃棄物処理施設の構造及び設備」については当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図及び構造図を、「排ガス及び排水の処理方法」については処理系統図を別紙として添付すること。
 - 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画の欄、一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画の欄及び一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項の欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
 - 次の書類及び図面を添付すること。
 - 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 - 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - 当該一般廃棄物処理施設の処理工程図
 - 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
 - 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分委託を受けた者であることを証する書類
 - 法定代理人の欄から令第4条の7に規定する使用人の欄までの各欄については、該当する全ての者について記入することとし、当該欄に記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。
 - 役員の欄に記入する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成28年規則23号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

W様式第18 (第13条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項（同法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※受 付 欄	

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 竣功図面（施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図）その他参考となる書類又は図面を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成19年規則67号・23年25号・令和元年49号〕

様式第19（第13条関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※処 理 欄	

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第20 (第13条関係)

定期検査結果通知書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様

(名称及び
代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知します。

愛知県知事 印

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第21 (第13条関係)

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（ 年度）

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
報告者
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

年度の特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の17の規定により、次のとおり報告します。

許可年月日及び許可番号	
設 置 場 所	
埋立処分開始年月	
埋立処分終了予定年月日	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の3月31日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	
※処 理 欄	

備考 1 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第1条第3号ロの規定により測定した結果を記入すること。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成13年規則1号・70号・19年67号・23年25号・令和元年49号〕

W様式第22（第13条関係）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕
電話番号

一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種 類			
許 可 年 月 日		年 月 日	
許 可 番 号			
変 更 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変更前	変更後
		$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
	一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
	一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変 更 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※許 可 年 月 日		年 月 日	
※許 可 番 号			
※処 理 欄			

申請者			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所
法定代理人 (申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
役員 (法定代理人が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本 住	籍 所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額 割合	本 住	籍 所
(ふりがな) 氏名又は名称				
令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）				
(ふりがな) 氏名	生年月日	役職名・呼称	本 住	籍 所
※手数料欄				

- 備考 1 一般廃棄物処理施設の種類の欄は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。ごみ処理施設の場合にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 2 変更内容の欄の「一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」及び「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。変更内容に応じ次の図面等を別紙として添付すること。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては生物学的酸素要求量、浮遊物質量、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値
- 3 変更内容の欄の「一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」及び「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 4 変更内容の欄の記入については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 法定代理人の欄から令第4条の7に規定する使用人の欄までの各欄については、該当する全ての者について記入することとし、当該欄に記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。
- 6 役員の欄に記入する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 7 ※印の欄は、記入しないこと。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成23年規則25号〕、一部改正〔平成25年規則9号・令和元年49号〕

W様式第23（第13条関係）

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
届出者
氏名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項(同法第9条の3第11項及び第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称			
一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可年月日及び許可番号又は届出年月日		許可(届出) 年 月 日 第 号	
変更内容 (軽微な変更等の場合)	軽微な変更		
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名の変更		
	省令第5条の4(省令第5条の9及び第5条の10の11において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更		
廃止若しくは休止又は再開の理由及び年月日 (廃止若しくは休止又は再開の場合)	廃止・休止・再開の別		
	理由		
	年月日	年 月 日	
※処 理 欄			

- 備考 1 変更内容の欄の「軽微な変更」及び「省令第5条の4(省令第5条の9及び第5条の10の11において準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更」の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、当該欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 2 変更内容の欄の記入については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 次の書類及び図面を添付すること。
- (1) 一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に変更があった場合には、変更後の設置に関する計画を記載した書類及び変更後の当該施設の構造を明らかにする設計計算書
- (2) 一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更があった場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成17年規則126号・19年14号・23年25号・28年23号・令和元年49号〕

様式第24 (第13条関係)

(表)

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
届出者
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
設 置 場 所	
許可年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	埋立地の面積 m ² 埋立ての深さ m 覆土の厚さ m
※処 理 欄	

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年	月	日
埋立処分終了年月日	年	月	日
埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	種類	数量 (m ³)	性状

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 次の書類及び図面を添付すること。

- (1) 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (2) 当該施設の周辺の地図
- (3) 埋立処分の終了から廃止までの間の維持管理の方法を明らかにする書類
- (4) 石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
- (5) 水銀処理物を埋め立てた場合は、水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成16年規則32号・19年67号・23年25号・29年37号・令和元年49号〕

様式第25（第13条関係）

(表)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）の廃止の確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり申請します。

設 置 の 場 所		
許可年月日及び許可番号又は届出の年月日		
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種類	数量 (m ³)
埋立地の面積及び埋立ての深さ	埋立地の面積 埋立ての深さ	m ² m
埋 立 処 分 の 方 法		
埋 立 処 分 開 始 年 月 日	年	月 日
埋 立 処 分 終 了 年 月 日	年	月 日

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※処 理 欄	

備考 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。

2 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。

3 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

4 ※印の欄は、記入しないこと。

5 次の書類及び図面を添付すること。

(1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

(2) 当該最終処分場の周辺の地図

(3) 基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類

(4) 申請の直前の2年以上にわたり行った基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類

(5) 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面

(6) 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面

(7) その他参考となる書類又は図面

6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成13年規則1号・16年32号・19年67号・23年25号・29年37号・令和元年49号〕

様式第25の2（第13条関係）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住所
氏名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物の最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の廃止の確認を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項（同法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）の規定により第9条の2の3第2項の規定により、次のとおり申請します。

設 置 の 場 所	
許可年月日及び許可番号又は届出の年月日	
埋め立てた水銀処理物の数量	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	埋立地の面積 m^2 埋立ての深さ m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
覆いの厚さ、材料及び強度	
講じた措置の内容	
※処 理 欄	

- 備考 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 2 覆いとは、基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いをいう。
- 3 講じた措置とは、基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置をいう。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。
- 5 次の書類及び図面を添付すること。
- (1) 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 当該最終処分場の周辺の地図
 - (3) 基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
 - (4) 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
 - (5) その他参考となる書類又は図面
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成29年規則37号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

一般廃棄物処理施設
産業廃棄物処理施設

欠格要件該当届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

届出者 住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第9条第6項
第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

処理施設の設置の場所	
処理施設の種 類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及び具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
※処 理 欄	

備考 1 ※欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成17年規則126号〕、一部改正〔平成23年規則25号・令和元年49号〕

様式第27 (第13条関係)

一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
申請者
氏 名
〔名称及び
代表者氏名〕
電話番号

一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、次のとおり申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※認定年月日		年 月 日
※認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	設備の位置、構造等の設置に関する計画	
	設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
※処 理 欄		

- 備考
- 設備の種類については、ボイラー、発電機又は熱交換器の別を記入すること。
 - 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）又は熱交換器の能力（キロジュール／時。複数ある場合はそれぞれの能力）を記入すること。
 - 熱回収に必要な設備に関する事項の欄の「設備の位置、構造等の設置に関する計画」及び「設備の維持管理に関する計画」の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、当該欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付するほか、次のとおりとすること。
 - 「設備の位置、構造等の設置に関する計画」については、熱回収に必要な設備の位置及び構造並びに熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - 「設備の維持管理に関する計画」については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記入するほか、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画についても記入すること。
 - 熱回収の内容に関する計画の欄の「熱回収の方法」については、発電、発電以外の熱利用又は発電・熱利用の併用の別を記入すること。
 - 熱回収の内容に関する計画の欄の「熱回収率」については、省令第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記入すること。
 - ※印の欄は、記入しないこと。
 - 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

W様式第28（第13条関係）

一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
届出者
氏名
〔名称及び
代表者氏名〕
電話番号

熱回収施設の休廃止等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、次のとおり届け出ます。

熱回収施設の設置の場所	
認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき	理由 年月日 年 月 日
廃止、休止又は再開をしたとき	理由 (廃止、休止又は再開の別) 年月日 年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	変更の内容
	理由 年月日 年 月 日
※処 理 欄	

- 備考 1 熱回収に必要な設備を変更したときの欄の「変更の内容」の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、当該欄に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
3 ※印の欄は、記入しないこと。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第29 (第13条関係)

一般廃棄物熱回収報告書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
報告者
氏名
〔名称及び
代表者氏名〕
電話番号

熱回収施設における熱回収について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、次のとおり報告します。

認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 3月31日までの年間の熱回収率	%

- 備考 1 熱回収率については、省令第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記入すること。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成23年規則25号〕、一部改正〔令和元年規則49号〕

様式第30 (第13条関係)

(表)

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

〔名称及び
代表者氏名〕

電話番号

一般廃棄物処理施設の変更をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項（同法第9条の3の3第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届 出 年 月 日		年 月 日	
変 更 内 容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	変更前	変更後
		$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	$m^3/日$ （ ）時間 $t/日$ （ ）時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3
	一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画			
変 更 理 由			
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日	
※処 理 欄			

(裏)

- 備考 1 一般廃棄物処理施設の種類の欄は、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。ごみ処理施設の場合にあつては、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 2 変更内容の欄の「一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」及び「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」の記入については、できる限り図面、表等を利用すること。変更内容に応じ次の図面等を別紙として添付すること。
- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては生物科学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目に係る変更後の数値
- 3 変更内容の欄の「一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画」及び「一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画」に記入しきれないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入して、別紙を添付すること。
- 4 変更内容の欄の記入については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 5 ※印の欄は、記入しないこと。
- 6 次の書類及び図面を添付すること。
- (1) 当該変更が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
 - (2) 変更後の一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (3) 最終処分場にあつては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
 - (4) 当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に変更がある場合には、変更後の維持管理に関する計画を記載した書類
 - (5) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程に変更がある場合には、変更後の処理工程図
- 7 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成13年規則1号・17年126号・23年25号・28年23号・令和元年49号〕

W様式第31（第13条関係）

一般廃棄物処理施設 譲受け 許可申請書
借受け

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

一般廃棄物処理施設の譲受けの許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の5 第1項の規定により、次のとおり申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※処 理 欄	

申請者			
〈個人である場合〉			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
〈法人である場合〉			
(ふりがな) 名称		住	所
役員〈申請者が法人である場合〉			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
法定代理人〈申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合〉			
〈個人である場合〉			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
〈法人である場合〉			
(ふりがな) 名称		住	所
役員〈法定代理人が法人である場合〉			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	
	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本	籍
(ふりがな) 氏名又は名称		割	住	所

令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本	籍
	役職名・呼称	住	所

※手数料欄

- 備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。
- 2 法定代理人の欄から令第4条の7に規定する使用人の欄までの各欄については、該当する全ての者について記入することとし、当該欄に記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。
- 3 役員の欄に記入する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成16年規則32号・23年25号・25年9号・令和元年49号〕

様式第32 (第13条関係)

合併・分割認可申請書	
年 月 日	
愛知県知事 殿	申請者 名 称 住 所 代表者の氏名 電話番号
合併 分割 について認可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、次のとおり申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
合併又は分割の方法及び条件	
合併又は分割の理由	
合併又は分割の時期	
※認可年月日	年 月 日
※認可番号	
※処 理 欄	

〈表〉

一般廃棄物処理施設相統届出書	
年 月 日	
愛知県知事	殿
届出者	住 所 氏 名 電話番号
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相統により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
被相統人との統柄	
被相統人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相統の開始の日	年 月 日
※処 理 欄	

（裏）

相続人			
(ふりがな)	生年月日	本籍	籍
氏名		住	所
令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）			
(ふりがな)	生年月日	本籍	籍
氏名	役職名・呼称	住	所
法定代理人（相続人が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合）			
（個人である場合）			
(ふりがな)	生年月日	本籍	籍
氏名		住	所
（法人である場合）			
(ふりがな)	住所		
名称			
役員（法定代理人が法人である場合）			
(ふりがな)	生年月日	本籍	籍
氏名	役職名・呼称	住	所

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 相続人の欄及び法定代理人の欄については、該当する全ての者について記入することとし、当該欄に記入しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記入して、その書面を添付すること。

3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成12年規則136号〕、一部改正〔平成16年規則32号・23年25号・25年9号・令和元年49号〕

様式第34（第13条関係）

産業廃棄物収集運搬業
産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物収集運搬業
特別管理産業廃棄物処分業

欠格要件該当届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
届出者
氏名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

欠格要件に該当するに至ったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第4項の規定により、次のとおり届け出

ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
該当するに至った欠格要件及び具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日
※処 理 欄	

備考 1 ※欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成17年規則126号〕、一部改正〔平成23年規則25号・令和元年49号〕

様式第35（第13条関係）

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
年 月 日	
愛知県知事 殿	
届出者住所氏名 (名称及び代表者氏名) 電話番号	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を当該処理施設で処理したい について非常災害のために必要な応急措置として処理を開始した 第1項 掃に関する法律第15条の2の5 第1項及び第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨)	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力(当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	$m^3/日$ () 時間 $t/日$ () 時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 埋立地の面積 m^2 残余の埋立容量 m^3
産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類及び種類ごとの処理量(当該施設が石綿含有産業廃棄物の溶融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が令第7条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあつては、水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	
一般廃棄物の処理を開始する日(非常災害のために必要な応急措置として一般廃棄物の処理を開始した日)	年 月 日
※処 理 欄	

- 備考 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 産業廃棄物処理施設の種類の欄は、省令第12条の7の16第1項の規定により、廃プラスチック類の破砕施設(1号)、廃プラスチック類の焼却施設(2号)、令第2条第2号に掲げる廃棄物の破砕施設(3号)、同条第9号に掲げる廃棄物の破砕施設(4号)、石綿含有産業廃棄物の溶融施設(4号の2)、同条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設(5号)、令第7条第14号イに掲げる産業廃棄物の最終処分場(5号の2)又は同条第14号ハに掲げる産業廃棄物の最終処分場(6号)の別を記入すること。
- 3 次の書類を添付すること。
- (1) 当該届出に係る産業廃棄物処理施設設置許可証の写し
- (2) 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類
- ア 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処分業の許可を受けたことを示す書類
- イ 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
- ウ 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
- エ 一般廃棄物の広域的な処理を行うことについての環境大臣の認定証の写し
- オ 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成17年規則126号・19年67号・23年25号・28年23号・29年37号・令和元年49号〕

W様式第36 (第13条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出に関する受理書

第 年 月 日 号

住 所

氏 名 様

〔 名 称 及 び 〕
〔 代 表 者 氏 名 〕

愛知県知事 印

年 月 日 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2 の5 第1 項の規定による次の事項の届出書を受理しました。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類（当該施設が石綿含有産業廃棄物の熔融施設である場合にあつては、石綿含有一般廃棄物を処理する旨、当該施設が令第7 条第14号イ又はハに掲げる産業廃棄物の最終処分場（水銀処理物に係るものに限る。）である場合にあつては、水銀処理物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1 項の許可に付された条件	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

追加〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成17年規則126号・19年67号・23年25号・28年23号・29年37号・令和元年49号〕

様式第37（第13条関係）

熱回収施設設置者認定証

年 月 日

住 所

氏 名 様

(名称及び
代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証します。

愛知県知事

印

認定年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	<p>1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を所管東三河総局又は県民事務所に提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を廃止し、若しくは休止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく所管東三河総局又は県民事務所に届け出ること。</p>

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成23年規則25号〕、一部改正〔平成24年規則22号・令和元年49号〕

様式第38 (第13条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る変更（廃止）届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
届出者
氏名
(名称及び
代表者氏名)
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による特例措置の届出に係る変更（廃止）をしたので、同法施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設に係る許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
変更（廃止）理由	1 産業廃棄物処理施設の種類に変更があった。 2 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類に変更があった。 3 当該届出に係る一般廃棄物の処理の事業を廃止した。
変更（廃止）年月日	年 月 日
※処 理 欄	

- 備考 1 ※欄は、記入しないこと。
2 様式中の「変更（廃止）」は、変更又は廃止のいずれか該当する方を○で囲むこと。
3 変更（廃止）理由の欄は、該当する項目の番号を○で囲むこと。
4 省令第12条の7の17第4項に規定する受理書（原本）を添付すること。
5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成16年規則32号〕、一部改正〔平成17年規則126号・23年25号・28年23号・令和元年49号〕

様式第39（第16条関係）

最終処分場終了届出台帳

(表)

第 号

施設の設置者の住所	
施設の設置者の氏名 (名称及び代表者氏名)	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の種類	
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可(届出) 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 m ² 埋立ての深さ m 覆土の厚さ m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日
施設の廃止の確認年月日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(表)

埋め立てた廃棄物の種類（当該廃棄物に石綿含有一般廃棄物、水銀処理物又は石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び量	種 類	量 (m ³)
埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項		
最終処分場廃止確認申請書の添付書類に記載された水質検査の結果のうち、施設の廃止の確認年月日に最も近い時点に行われた水質検査の結果		

追加〔平成4年規則61号〕、一部改正〔平成5年規則30号・10年70号・11年34号・12年136号・19年67号・23年25号・29年37号・令和元年49号〕

様式第40（第16条関係）

最終処分場終了届出台帳閲覧請求書

年 月 日

愛知県知事 殿

請求者 住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の12第3項の規定により、次のとおり最終処分場終了届出台帳の閲覧を請求します。

請求する最終処分場の設置者の氏名及び設置場所				
請求の理由等				
備 考				
* 処 理 欄	台帳番号		閲覧日	

備考 1 *印欄は、記入しないこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成4年規則61号〕、一部改正〔平成5年規則30号・10年70号・12年136号・13年70号・17年126号・23年25号・30年35号・令和元年49号〕

W様式第41 (第17条関係)

廃棄物再生事業者登録申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住 所
申請者 氏 名
(名称及び
代表者氏名)

廃棄物再生事業者の登録を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第20条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

事務所の所在地	
事業場の所在地	
事業の内容	
施設の種類・数量	
施設の構造	
施設の設備の概要	
経理的基礎に関する資料	別添のとおり。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成4年規則61号〕、一部改正〔平成5年規則30号・12年136号・13年70号・23年25号・令和元年49号〕

様式第42（第17条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書

住 所
氏 名 様
(名称及び
代表者氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第19条の規定により、下記のとおり廃棄物再生事業者の登録を受けた者であることを証明します。

年 月 日

愛知県知事 印

記

- 1 事業場の所在地
- 2 事業の内容
- 3 登録年月日
- 4 登録番号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成4年規則61号〕、一部改正〔平成5年規則30号・12年136号・13年70号・17年126号・23年25号・令和元年49号〕

W様式第43（第17条関係）

登録廃棄物再生事業者変更届出書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)

廃棄物再生事業者の登録に係る次の事項を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第20条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
変 更 内 容	変 更 事 項
	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	
変 更 年 月 日	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成4年規則61号〕、一部改正〔平成5年規則30号・12年136号・13年70号・17年126号・23年25号・令和元年49号〕

様式第44（第17条関係）

廃止
登録廃棄物再生事業者事業場休止届出書
再開

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)

廃止
廃棄物再生事業者の登録を受けた事業場を休止したので、廃棄物の処理及び清掃
再開

に関する法律施行令第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 番 号	第 号
廃 止 休 止 理 由 再 開	
廃 止 休 止 年 月 日 再 開	年 月 日

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成4年規則61号〕、一部改正〔平成5年規則30号・12年136号・13年70号・17年126号・23年25号・令和元
年49号〕

様式第45（その1）（第18条関係）

許可証
認定証 再交付申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

住所
申請者 氏名
(名称及び
代表者氏名)

許可証
認定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

再交付の申請をする 許可証又は認定証の 種類	
許可又は認定年月日	年 月 日
許可又は認定番号	第 号
再交付申請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成4年規則61号〕、一部改正〔平成5年規則30号・12年136号・13年70号・23年25号・令和元年49号〕

様式第45（その2）（第18条関係）

廃棄物再生事業者登録証明書
再生利用個別指定業指定証

再交付申請書

年 月 日

愛知県知事 殿

申請者 住 所
氏 名
(名称及び
代表者氏名)

廃棄物再生事業者登録証明書
再生利用個別指定業指定証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。

登録又は指定 年 月 日	年 月 日
登録又は指定番号	第 号
再交付申請の理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

追加〔平成4年規則61号〕、一部改正〔平成5年規則30号・12年136号・13年70号・23年25号・令和元年49号〕